

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		資料館の使用料の免除
根拠法令等及び条項		栃木市歴史民俗資料館条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市歴史民俗資料館条例10条 栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成26年3月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 使用料の減免（栃木市歴史民俗資料館条例第10条） 市長は、規則で定める事由に該当するときは、前条の使用料を免除することができる。</p> <p>2 使用料減免基準（栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第3条）</p> <p>(1) 条例第10条の規定による使用料の減免基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 教育課程に基づく学習活動として児童生徒、学生及びこれらの引率者がその教育目的等のために利用するとき。</p> <p>イ 市が主催する行事等に利用するとき。</p> <p>ウ 市が共催する行事等に利用するとき。</p> <p>エ 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めたとき。</p> <p>(2) 前項各号のいずれかに該当し、使用料の免除を受けようとする者は、歴史民俗資料館使用料免除申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	